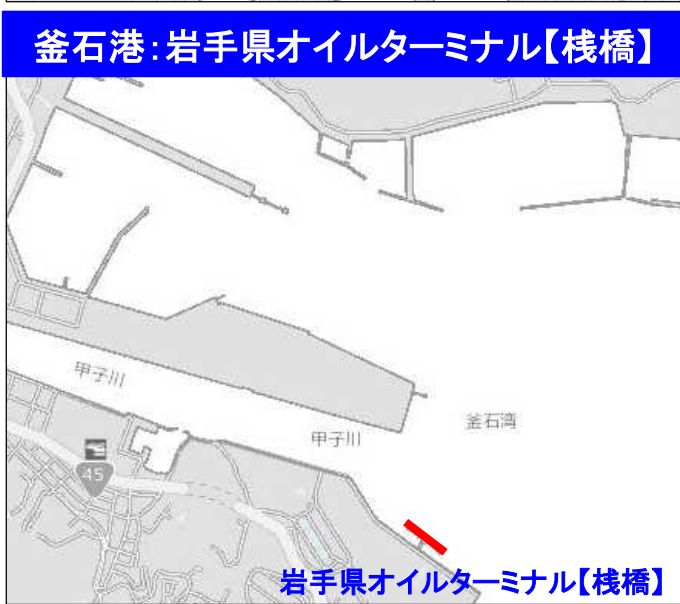
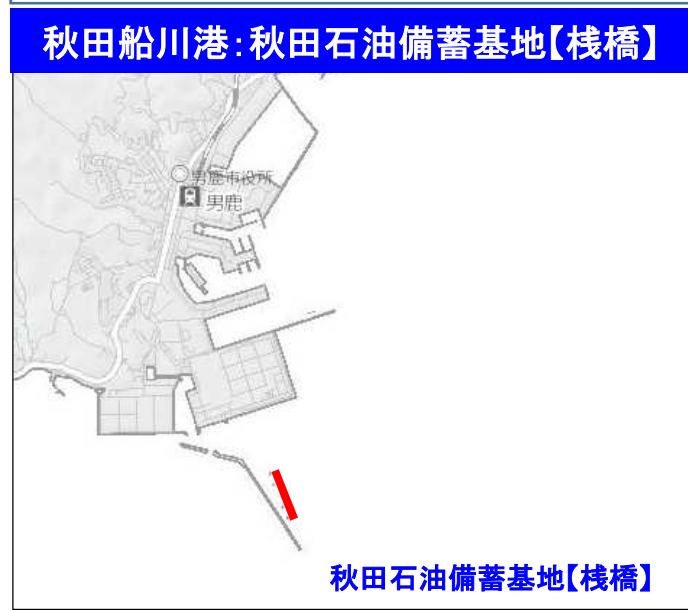
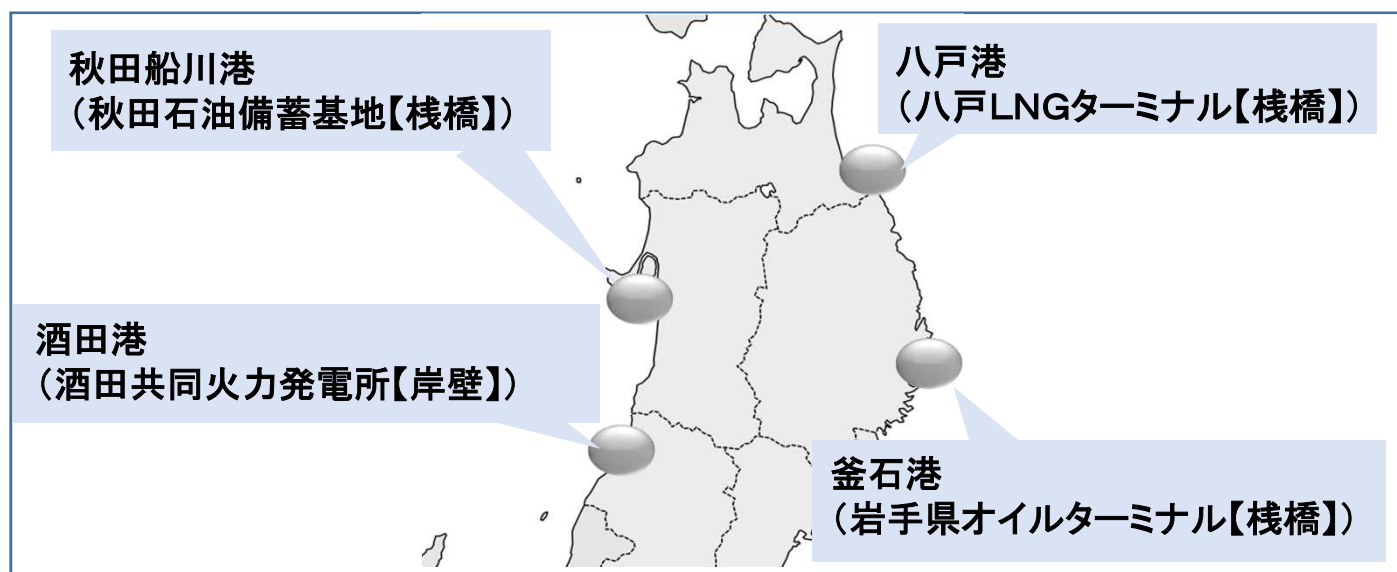


第二管区海上保安本部管内における
荒天時の走錨海難防止対策について

【対象海域】(下記4箇所の重要施設周辺海域)



対象海域における荒天時の走錨海難防止対策については、従来から港則法による規制等に対応しており、今般改めて海域利用者と間でその対策の検討を行ったものです。

第二管区海上保安本部では、台風に限らず、急激に発達した低気圧等においても、走錨海難防止対策に万全を期して取り組んで参ります。

荒天時の走錨海難防止対策（主なもの）

- 1. 十分余裕のある時期に港長勧告を発出して、安全な海域等への避難を指導します。
- 2. 港長勧告発出時において、風向き等を勘案し、当該施設から一定程度距離を離すように指導することがあります。
- 3. 港長勧告発出時において、港内在泊船にあっては、次の事項について指導します。
 - a. 守錨監視の徹底
 - b. 主機関のスタンバイ
 - c. 連絡体制の確保

※ 各対象海域における詳細の港長勧告の内容については、当該海域を所管する海上保安部に問い合わせ願います。